

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アミューズ	720,000	7.57
株式会社フェイス	720,000	7.57
株式会社SBI証券	528,391	5.56
山口 貴弘	457,203	4.81
エイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社	421,200	4.43
株式会社JRCホールディングス	418,300	4.40
株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	396,000	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	362,900	3.81
株式会社創通	354,000	3.72
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	329,500	3.46

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋信彦	他の会社の出身者								○			
升本喜郎	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋信彦		社外取締役高橋信彦は当社株主である株式会社JRCホールディングスの代表取締役であり、当社の取引先である株式会社ロードアンドスカイ及び株式会社ジェマティカ・レコーズの代表取締役であります。	音楽業界をはじめとするエンタテインメント領域に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外取締役としております。
升本喜郎	○	社外取締役升本喜郎はTMI 総合法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士として音楽業界をはじめとするエンタテインメント領域や著作権をはじめとする知的財産権に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外取締役としております。また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査責任者は、内部監査の実施の都度、結果及び改善事項を代表取締役CEOへ報告する他、常勤監査役に対しても報告しております。常勤監査役への報告に際しては、内部監査責任者は常勤監査役より監査結果に関する質問や、内部監査において他に確認すべき事項に関する助言等を受けており、以後の内部監査にあたっての確認事項として留意しております。また、内部監査において把握された状況、改善についての情報は、監査役監査においても活用されており、監査役によって監査項目の追加又はより詳細な確認の実施、要改善事項に関する改善状況の確認等が実施され、両監査の質的向上と効率化を図っております。

内部監査室と会計監査人である監査法人との連携に関しては、監査法人との打ち合わせ等の際に、内部監査の実施状況についての報告も行っております。また、監査法人からも会計監査の状況や改善指示事項・助言事項等についての報告を受けており、情報共有が行われております。上記の監査役監査の際と同様、監査法人からの指摘又は助言事項は、以後の内部監査においても活かされております。また、監査役と監査法人の間の意見ないし協議は定期的に行われており、また、内部監査責任者、監査役、監査法人の三者による意見交換ないし協議も随時行なっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
小林伸之	他の会社の出身者												○
大嶋敏史	他の会社の出身者									○			

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小林伸之		社外監査役小林伸之は、当社の株主及び主要取引先であるエイベックス・ミュージック・パブリッシング株式会社の100%親会社であるエイベックス株式会社の監査等委員である取締役であるため、上記aからiには該当いたしません。独立役員には選任していません。	エイベックス株式会社の監査等委員である取締役であり、音楽業界及び監査役監査に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外監査役としております。
大嶋敏史	○	社外監査役大嶋敏史は、当社の取引先である株式会社アミューズの執行役員であります。同社は当社の主要株主及び主要取引先には該当せず、独立性に影響を及ぼすような重要性はないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	公認会計士であり、株式会社アミューズの社外監査役を経て同社の執行役員(管理・財務担当)を務めていることから、財務・会計及び音楽業界に関する豊富な経験と高度な知識を有しており、それを当社の経営とガバナンスの強化に活かしていただけるものと考え、社外監査役としております。 また、当社と特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員の全てを、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、当社の取締役報酬の決定方針や、報酬額(実支給額)の決定に当たっては、取締役会における審議・決定プロセスを経ることを基本方針とする旨を決議しております。具体的には、常勤取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、賞与及び退職慰労引当金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬と賞与の個人別支給額については、取締役全員で決定した支給総額の範囲内で取締役会の委任を受けた常勤取締役3名の合議により決定し、常勤取締役当人の配分額はその他の2名の合議により決定することとしております。

常勤取締役3名に委任をした理由は、当該3名が当社を取り巻く環境や経営状況等を熟知し、各取締役の担当領域や職責の評価を相互に行うことが適当であると判断したためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会その他の重要な会議等にかかる議案内容の事前説明、情報提供、報告及び連絡等のサポートは、経営管理本部にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、取締役会規程に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し取締役会規程に定める決議事項の審議及び決議、並びに重要な報告を行っている他、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、当社の業務監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換等を目的に、原則として毎月1回開催しております。また、監査役は会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実行性と効率性の向上に努めております。さらに、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、取締役や執行役員に業務の報告を求めるとともに、主要な部門を往査のうえ業務及び財産等の状況の調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。常に取締役の業務執行を監視できる体制を整えております。

3. 経営会議

当社では、業務執行取締役3名、執行役員4名及び常勤監査役が出席する経営会議を原則として毎週1回開催しております。経営会議では、業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する共有又は指示伝達等を行っております。

4. 内部監査

内部監査については、代表取締役CEO 直轄の組織として専従の内部監査担当者1名からなる内部監査室を設置し、被監査部門から独立した立場での内部監査を実施しております。内部監査室は当社の経営活動全般における業務執行が、法令並びに社内ルールに基づいて適切に運用されているかなどの監査を定常的に行うことで、内部統制機能の向上を図っております。

5. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。なお、同監査法人又は同監査法人の業務執行役員と当社の間には、当別な利害関係はありません。

6. コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制の構築、強化を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、委員長には専務取締役、委員には社外取締役、常勤監査役及び社外監査役並びに当社執行役員を選出しており、必要に応じて適宜コンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討、審議等を行い、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。当社は社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、当該制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、発送日前に自社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けるとともに、ご出席いただきやすい場所の確保に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	2021年より株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行が運営する議決権行使サイトを通じて、会社法に基づく議決権の電磁的行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年より招集通知(要約)の英文での提供を行い、機関投資家の議決権行使環境の向上に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則として通期決算発表後に個人投資家向け説明会を定期的に開催し、代表取締役が業績や経営方針について説明しております。また、四半期決算ごとに代表取締役が決算内容について説明する決算説明動画を当社ホームページに掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第2四半期決算及び通期決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会を定期的に開催し、代表取締役が業績や経営方針について説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	将来は、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算情報(決算短信・四半期決算短信)及び決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、経営管理本部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス研修等において、様々な立場のステークホルダーを尊重する企業活動の取組みの重要性について、役職員に周知徹底しております。また、当社「企業理念」などでステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしており、当該基本方針は当社のホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題である認識しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

株主、投資家をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆さまに対し、当社の情報を公平かつ適時、迅速に情報を提供することに努めてまいります。情報の開示にあたっては、関連法規を遵守するとともに、当社グループの事業活動をより良くご理解いただくため、経営情報をはじめとしたIR 情報を発信していく予定であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則が定める内部統制基本方針並びに内部統制システムに係る各種体制等に基づき、次のとおり、当社及び当社の子会社(以下総称する場合は「当社グループ」という)の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という)の整備を行っております。

(1) 当社グループの取締役、執行役員、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役CEOが、法令・定款及び社会倫理の遵守(以下「コンプライアンス」という)を企業活動の前提とすることを明確にし、それを継続的に役職員に伝えることを徹底します。

当社の代表取締役CEOは、社内規則に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。

当社は、当社グループ全体のコンプライアンス問題の一元的な管理の一環として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会にて、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。それを踏まえて経営会議にて、内容を吟味し再発防止策を実施することで、問題の解決を図ります。また、コンプライアンス委員会はコンプライアンス施策を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに経営会議に報告するとともに、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の重要な問題を調査・審議し、処分や再発防止策に関する諮問及び提言を経営会議に行います。報告を受けた経営会議は、その内容を調査し、再発防止策を実施の上、必要に応じて取締役会に報告します。

暴力団排除条例等の法令に基づき、反社会的勢力・団体との関係は一切持たないことを基本方針とし、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることとします。

財務報告に係る内部統制の整備・構築を推進し、財務報告の信頼性を確保します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下総称して「文書等」という)に記録し、保存します。

取締役及び監査役は常時、前項の文書等を閲覧できるものとします。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する体制

代表取締役CEOは、当社グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理するリスク管理体制を明確化します。

前項のリスク管理体制の下、リスクの重要性及び事業の特性等に応じてリスクの特定・評価を行い、対応策を整備します。またリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切な対応を講じることができる体制を構築します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規程により当社グループの職務権限及び意思決定ルールを明確化することにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を整備します。

当社の取締役会において業績目標と予算を設定し、ITを活用して業績管理を行います。また、効率的な人的資源の配分を行います。

(5) 当社グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築を目指すと共に、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。

当社の代表取締役CEOは、当社の内部統制に関する責任者として、当社グループの業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。

当社は、事業計画の進捗状況等を取締役会において定期的に報告し、業務の適正と情報共有化を促進します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求める時は、取締役と協議の上、専属の職員を配置するものとします。監査役の職務を補助する当該職員は、当該補助に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員は、定期に又は必要に応じて監査役に報告を行い、また意見・情報交換を行うものとします。

当該職員の人選、異動及び懲戒処分については、監査役の意見を徴するものとします。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

役職員は、重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、又はその事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告しなければならないこととします。

役職員は、監査役求めに応じて会議の場を設け、職務の執行状況に関する報告の他、必要な報告及び情報交換を行います。

(8) 監査役に重大な法令・定款違反又はコンプライアンス違反等により、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループ各社の役職員が監査役に報告を行った場合、報告を理由として、解雇、降格、減給等いかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に関する取引における、費用の前払の請求、支出した費用の請求、負担した債務の債権者に対する弁済の請求(当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除く)について、それに応じます。

(10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会他、重要な会議に出席し、意見を述べるすることができます。

監査役は、定期に又は必要に応じて会計監査人の報告を受けます。また意見・情報交換を行うことができます。

監査役は必要に応じて、外部の専門家に助言を求めることができます。

監査役は、随時、社内の情報システムの情報を閲覧することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役CEOである阿南雅浩は、当社の社会的信用力の拡大において、反社会的勢力との接触は、その信用を毀損すると考えており、当該勢力とは断固付き合わないこととし、社内での浸透を図ってきました。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社では、新規取引開始に際して、管理部が取引先等の反社会的勢力との関係の有無を「日経テレコン21」の記事検索に加え、必要場合は帝国データバンク、東京商工リサーチによって調査し、当該取引の相手方となる企業が反社会的勢力と関連のないことを確認したうえで取引を開始しております。

排除・防止体制については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加するとともに、「不当要求防止責任者」を選任し、東京都公安委員会(当社の本店所在地を管轄する渋谷警察署)に届け出ております。

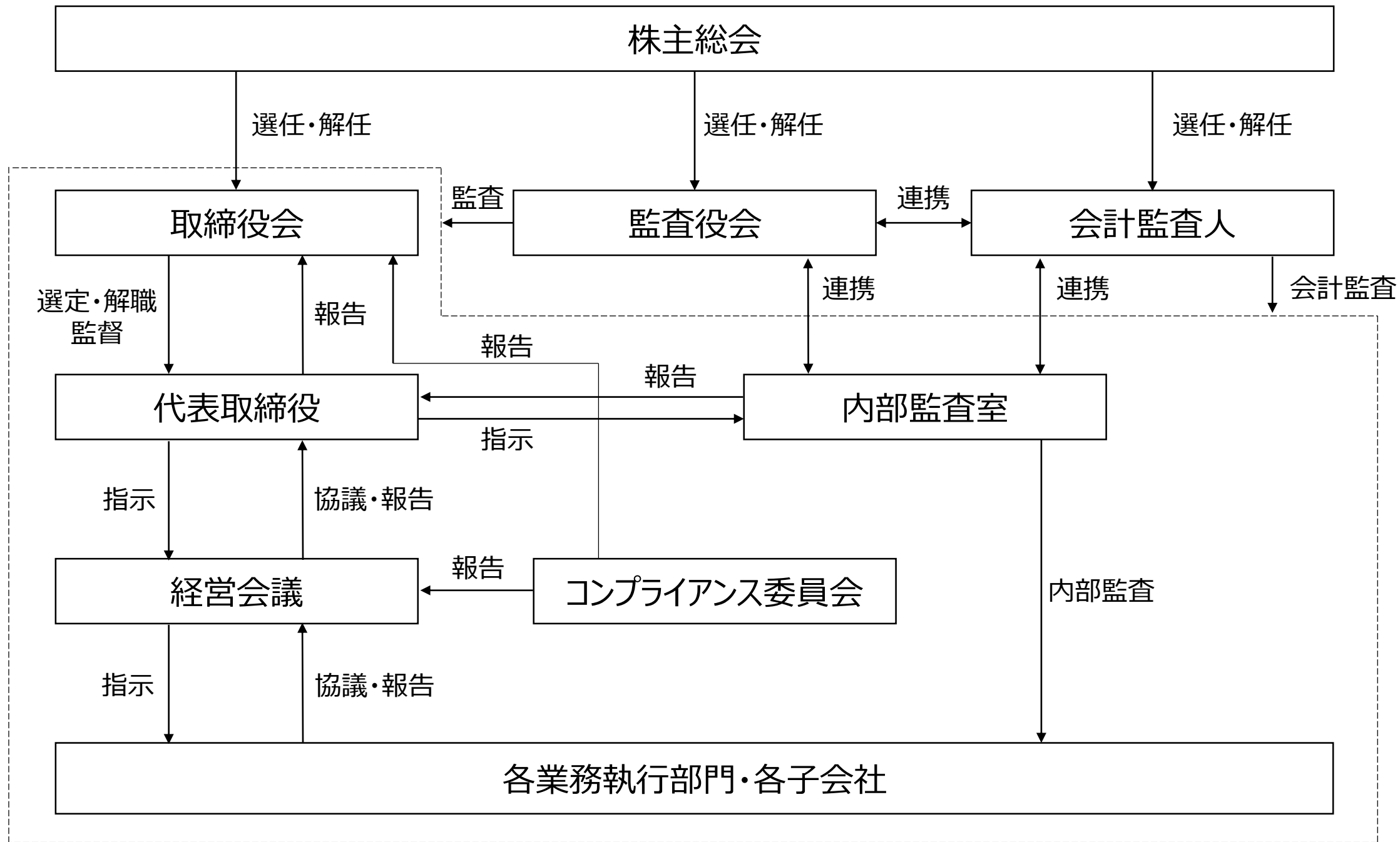
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

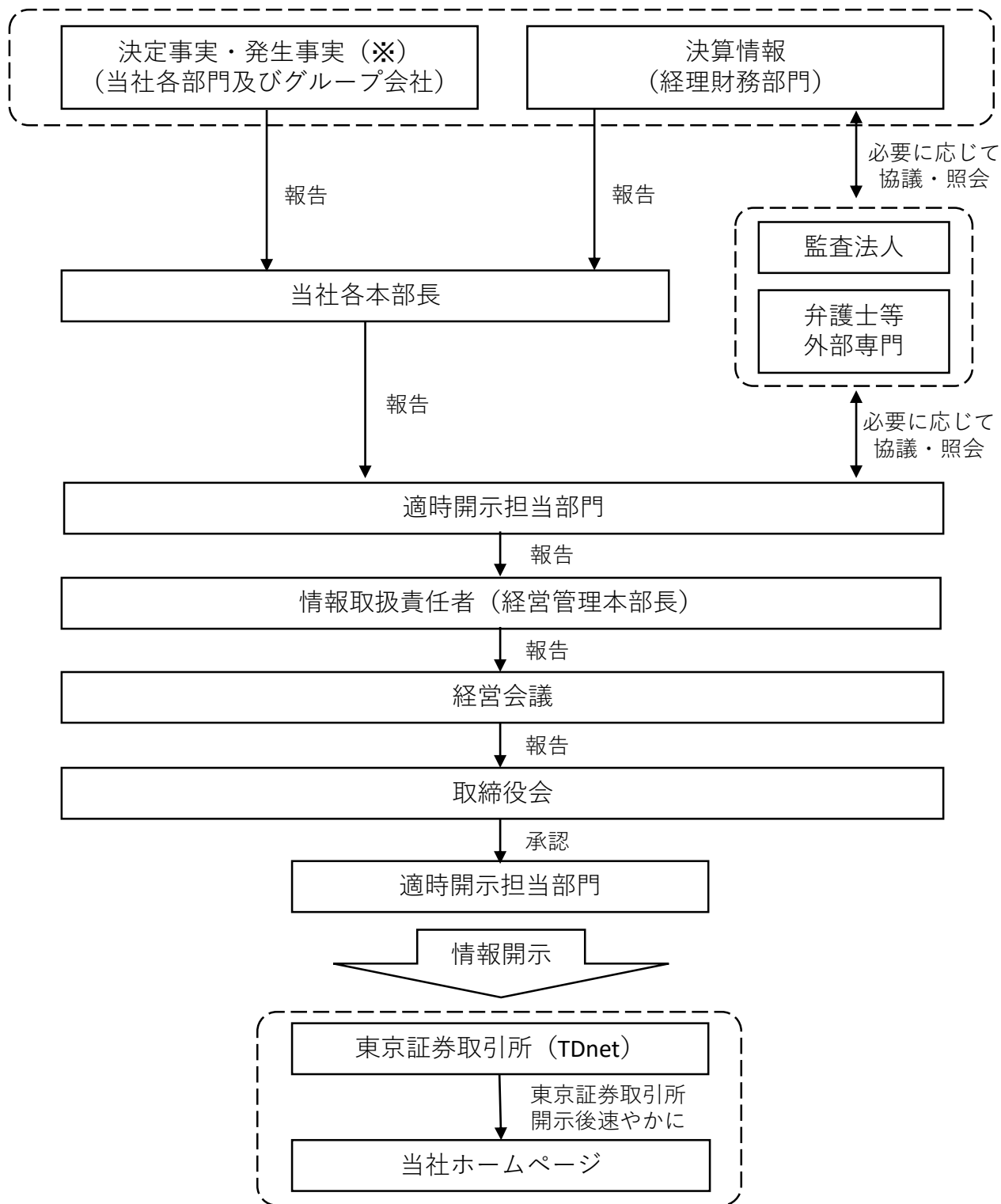
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の模式図】



※ 発生事実の開示について、緊急を要する場合、休業日、深夜・早朝等に発生した場合には、代表取締役もしくは情報取扱責任者の承認により速やかに行うものとする。また、代表取締役及び情報取扱責任者が不在の場合には、他の取締役の決裁で行い、遅滞なく開示することとする。